

公告第2号

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る
一般競争入札の施行について

令和8年2月5日

湯沢雄勝広域市町村圏組合

管理者 佐藤 一夫

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けについて一般競争入札を
施行するので、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に
ついて必要な事項を公告する。

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎 自動販売機設置事業者の募集

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎に、飲料用自動販売機を設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、消防庁舎内の自動販売機設置場所について賃貸借契約を締結するものです。

1. 賃貸借物件

物件 番号	所在地	財産名称及び賃貸借場所
1	湯沢市表町三丁目 3番14号	湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防庁舎の一部 1階西側玄関付近

※ 賃貸借面積は1.25平方メートル程度とし、放熱余地、回収ボックス設置部分を含むものとする。

※ 予定価格は36,000円で税抜きの年額とし、最低落札価格とする。

2. 日程

受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月20日（金）まで

入札日

令和8年2月26日（木） 午前10時

入札場所

湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防庁舎 2階講堂

3. 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しない者。

(2) 過去2年間に自動販売機設置業務を営んだ経験があること。

(3) 市区町村税の滞納がないこと。

(4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者でないこと。

4. 契約上の条件等

(1) 賃貸借契約の内容

この賃貸借契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）とする。

(2) 賃貸借の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(3) その他の条件

ア 賃貸借料

湯沢雄勝広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって賃貸借料とする。賃貸借料は、別途発行する納入通知書により年度ごとに指定の期日まで納入すること。

また、既に納付した賃貸借料は返還しない。

イ 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理、撤去に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。

ウ 光熱水費負担金

設置事業者が設置する電力メーター（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、組合が算出した光熱水費負担金を組合が発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

エ 延滞金

賃貸借料及び光熱水費負担金を納入通知書の指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅

延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき決定した率を乗じて得た額を加算して支払うこと。

オ 途中解約

契約期間中の途中解約は、組合管理者が特に必要があると認めた場合に限る。また、納付済の賃料は返還しないものとし、3か月前までに申し出ること。

(4) 使用上の制限 次の事項を遵守すること。

ア 賃貸借物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。

ウ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水及び乳飲料とする。

エ 販売方法は、ビン、缶、ペットボトル、紙パック等の密閉型とする。

(5) 維持管理責任 次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(6) 売上高等の報告

ア 自動販売機の売上状況を四半期毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の月末までに売上高及び売上本数を書面で消防本部総務課総務班に報告すること。

イ 組合に報告した売上本数については、次回の入札資料として公開するものとする。

ウ 組合が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、賃貸借期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、指定期日までに原状回復すること。

5. 入札申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を持参すること。

申込受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年2月20日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※ 郵送、電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

提出先

湯沢市表町三丁目3番14号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 総務課

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書（※ 関連ファイル参照）

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）、又は住民票の写し（個人の場合）

ウ 市区町村税に未納がないことの証明書

エ 誓約書（※ 関連ファイル参照）

オ 過去2年間の自動販売機設置業務の実績を確認できる契約書等の写し

※ 上記イ及びウは、発行後3か月以内のものを提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加申込受付後、入札参加資格の有無について確認し、その結果を入札参加者へFAXにより通知する。

6. 入札の手続

(1) 入札方法

ア 入札は令和8年2月26日（木）午前10時から、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎2階講堂で行う。

イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の賃貸借料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、見積もった賃貸借料の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書は当日持参すること。

エ 代理人の者が入札する場合は、委任状が必要になるので、必要事項を記載し、記名押印し持参すること。

オ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状（※ 代理人の者が入札する場合）

7. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

(2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札

(3) その他指定した以外の方法による入札

8. 落札者の決定

(1) 落札者は、予定価格以上で有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。

(2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに、くじによって落札者を決定する。

(3) 落札決定後の辞退はできない。

9. 決定後の手続

設置事業者に決定した者は、組合が指定する日時までに設置する自動販売機の寸法、消費電力がわかるカタログを提出すること。その後、組合が提示する条件により「賃貸借契約」を締結する。

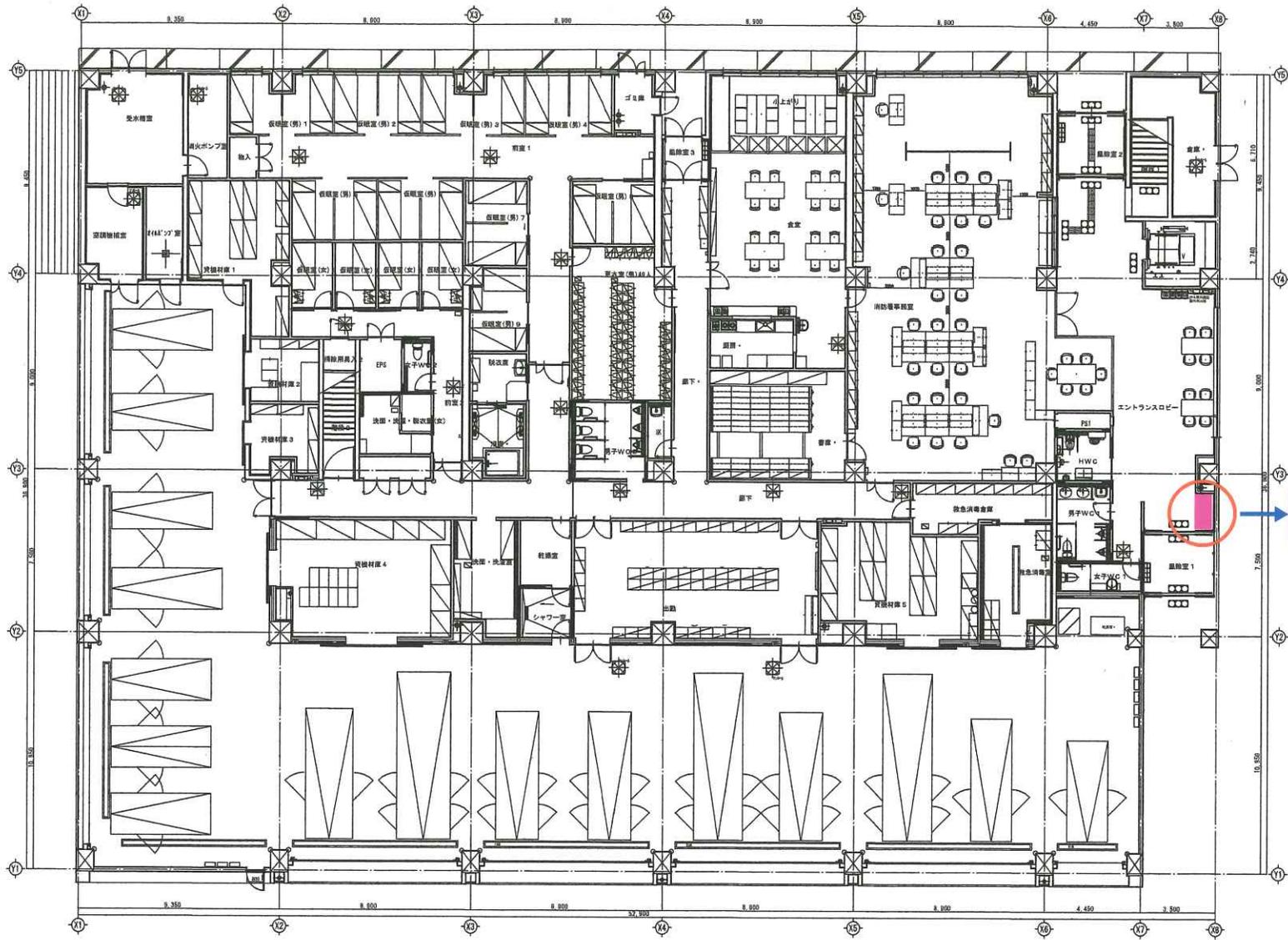
10. その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、組合財務規則その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込に係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 募集に関する問い合わせ先

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 総務課

電 話：0183-73-3152

F A X：0183-73-0734



位置：庁舎西側入口
エントランスロビー内
面積：約1.25㎡
電源：100Vコンセント

湯沢雄勝広域市町村圏組合	訂正	特記	湯沢雄勝広域市町村圏組合 新消防庁舎	図面内容 消防庁舎 1階 図1 縮尺 1/100 (A1), 1/200 (A3)	図面番号 A-001 竣工 部分
--------------	----	----	--------------------	---	---------------------------

年度別 設置場所	消 防 庁 舎 1 階 西 側 玄 関 付 近
物 件 番 号	1
令和5年4月～令和5年6月	1,501
令和5年7月～令和5年9月	1,692
令和5年10月～令和5年12月	1,234
令和6年1月～令和6年3月	1,048
令和6年4月～令和6年6月	1,282
令和6年7月～令和6年9月	1,395
令和6年10月～令和6年12月	1,421
令和7年1月～令和7年3月	1,293
令和7年4月～令和7年6月	1,078
令和7年7月～令和7年9月	1,200
令和7年10月～令和7年12月	1,214

(本)